別紙１（第２の１関係）

東京都指導農業士申請におけるチェックリスト

　次の全てに該当することを確認してください（東京都指導農業士認定要綱第４より）。

　□　東京都在住であること。

　□　東京都内の農地において自ら農業に従事していること。

　□　農業技術、経営管理能力に優れた経営者であること。又は経営に積極的に参画し、責任を分担していると認められること。

　□　「認定農業者」又は「認定農業者と同等と認められる農業者」であること。

　　　　（「認定農業者と同等と認められる」については、基本構想のない区市町村のための基準）

　　　　　・基本構想のある区市町村の場合は、認定農業者の認定を受けている方（認定農業者に認定されていない場合は、当該区市町村の認定を受けてください）。

　　　　　・基本構想がない区市町村の場合は、東京都農業振興基本方針の経営モデルの目標所得の所得（300万円）があること、又は５年以内に所得目標が達成できると見込まれることを基本とする。

　　　　（参考：東京都農業振興基本方針：https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/nourin/houshin/）

　□　東京農業の担い手の育成に理解と熱意があり、積極的な指導ができること。

　□　農業体験研修又は農業技術研修の受入れが可能であること。

　　　　（認定後は、地域や希望者等の状況に応じて、普及センターや農林水産振興財団等から、農業研修の受け入れの依頼をいたします。農業経営の分野や地域等により、依頼の頻度等は異なります）

　□　女性農業者や青年農業者が活躍できる環境整備を自ら実践していること、又はその環境整備に深い理解を示していること。

　□　認定する年度末の年齢が８５歳未満であること。